

令和7年度（2025年度）市立函館高等学校の部活動に係る活動方針

活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「市立学校に係る部活動の方針（以下、「市の方針」という。）に則り、「市立函館高等学校の部活動に係る活動方針（以下、「学校の活動方針」という。）」を策定する。
- ・本校は設置する部活動について、市の方針の規定に基づき、適切な運営のための体制を整備し、適切な休養日等を設定するとともに、適切な指導等を行う。
- ・本校の部活動については、市の方針に定めるもののほか、次のとおり実施する。
- ・本方針は、市教委のホームページにおいても公表する。

1 適切な運営のための体制整備

（1）設置する部活動

本校は、次の部活動を設置する。

（部活動）

硬式野球, サッカー, ラグビー, 陸上, テニス, ソフトテニス, バドミントン, 卓球, ハンドボール, バレーボール, バスケットボール, 弓道, 山岳, 文芸, 演劇, 軽音楽, 書道, 美術, 写真, 国際交流, 茶道, 漫画研究

（外局）

吹奏楽, チアリーディング, 図書, 放送, 新聞

（2）「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

校内に、「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。

- ・相談・要望は、郵便、電話、ファクシミリ、持参のいずれかにより、下記の連絡先あてに提出することとする。

連絡先：〒040-0002 函館市柳町11番5号

市立函館高等学校 部活動窓口 あて

TEL 0138-52-0099 FAX 0138-52-9955

（3）年間の活動計画、毎月の活動計画および活動実績の作成・提出

- ・各部活動の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- ・部活動の顧問は、毎月の活動計画にある活動の開始および終了時間を遵守するとともに、計画を変更する場合は、あらかじめ校長の承認を得る。
- ・校長は、上記の各部活動の年間の活動計画、毎月の活動計画および活動実績等をもとに、教員や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。
- ・校長は、各部活動の顧問に対し、当該顧問が年間および毎月の活動計画、活動全

般および大会出場等に要する経費等に係る資料（部活動通信等）を配付するなどして、「学校の活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

部活動の実施にあたっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

3 適切な休養日等の設定

（1）休養日の設定

部活動の休養日については、次のとおりとする。

- ・原則、土日のいずれか1日を含む週2日を休養日とする。
- ・休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校閉庁日（年末年始の休日を含む。）は休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。
- ・テスト期間前や職員会議日は、休養日とする。
- ・休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ・長期休業中は、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

（2）活動時間の設定

部活動の活動時間については、次のとおりとする。

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の土日含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的、効果的な活動を行う。
- ・大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。
- ・活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

（3）弾力的な休養日等の設定

校長が市教委に申し出る部活動が、市教委が別に定める要件に当てはまる場合には、休養日や活動時間を弾力的に設定することができるものとし、その際、学校全体として、持続可能な部活動の運営体制の構築を図る。

弾力的な休養日等の設定にあたっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、部活動指導に関する教員の負担軽減の観点から、休養日および活動時間の弾力的

な設定は、次のとおりとするが、その場合にあっては、当該部活動の活動計画および活動実績を市教委に提出するほか、対象部活動の顧問である教員の部活動に関わらない日は週 2 日以上設ける。

休養日の弾力的な設定

- ・学期中は、平日に週 1 日(年間 52 日)以上、週末または祝日に月 1 日(年間 12 日)以上の休養日を設けるほか、学校閉庁日(年間 9 日)を休養日とし、年間 73 日以上を休養日とする(週末または祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

活動時間の弾力的な設定

- ・1 日の活動時間は、長くとも平日では 3 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。)は 4 時間程度とし、1 週間の活動時間は、長くとも 16 時間程度とする。